

花園大学実習指導嘱託講師規程

制 定 1998（平成 10）年 4 月 1 日
一部改正 2006（平成 18）年 10 月 23 日
一部改正 2015（平成 27）年 4 月 1 日

（目的）

第 1 条 この規程は、実習指導嘱託講師（以下「実習指導講師」という。）に関する事項を定めることを目的とする。

第 2 条 実習指導講師の任用・職務・給与・諸手当等については、他の規程にかかわらず、この規程の定めるところによる。

（所属及び職務）

第 3 条 実習指導講師は、当該の実習指導室に所属し、実習に係る指導、調査、研究を担当するものとする。

（任用及び任期）

第 4 条 実習指導講師の任用にあたっては、「花園大学教員人事委員会規程」を準用する。
2 実習指導講師の任期は 3 年とする。ただし、2 年を限度として任期を更新することができる。

（出校日）

第 5 条 実習指導講師の出校日は一週 4 日とし、28 時間の勤務を原則とする。

（免責事項）

第 6 条 実習指導講師は、職務上、次の各号の業務を免責する。

- (1) 教授会の出席
- (2) 各種委員会の業務分担
- (3) クラス担任
- (4) 役職の分担

（授業担当）

第 7 条 実習指導講師は、一週 3 コマを限度として授業科目を担当することができる。

（給与等）

第 8 条 実習指導講師の給与は、別に定める。

- 2 実習指導講師の給与は、その任期中昇給しない。
- 3 実習指導講師の通勤手当の支給は、花園大学給与規程を準用する。
- 4 実習指導講師は、日本私立学校振興・共済事業団の加入者となることができる。

（改廃）

第 9 条 この規程の改廃は、学長が評議会の意見を聴き、理事会の承認を経てこれを行う。

附 則（平成 18 年 10 月 23 日）

本規程は、2007（平成 19）年 4 月 1 日から施行する。

本規程は、2015（平成 27）年 4 月 1 日から施行する。

申合せ事項

本規程による講師選考に当たっては、専攻実習科目に関する実務経験を有し、相応の指導能力をもつことを基準とする。